

令和3年（受）第1112号 音楽教室における著作物使用に関わる請求権不存在  
確認請求事件

令和4年10月24日 第一小法廷判決

著作権等管理事業者  
↓

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人田中豊ほかの上告受理申立て理由第2について

1 原審の適法に確定した事実関係の概要は、次のとおりである。

(1) 上告人は、著作権等管理事業法2条3項に規定する著作権等管理事業者であり、著作権者から著作権の信託を受けるなどして音楽著作物の著作権を管理している（以下、上告人の管理に係る音楽著作物を「本件管理著作物」という。）。

(2) 被上告人らは、音楽教室を運営する者であり、被上告人らと音楽及び演奏（歌唱を含む。以下同じ。）技術の教授に関する契約を締結した者（以下「生徒」という。）に対し、自ら又はその従業員等を教師として、上記演奏技術等の教授のためのレッスン（以下、単に「レッスン」という。）を行っている。

生徒は、上記契約に基づき、被上告人らに対して受講料を支払い、レッスンにおいて、教師の指示・指導の下で、本件管理著作物を含む課題曲（以下、単に「課題曲」という。）を演奏している。

2 本件は、被上告人らが、上告人を被告として、上告人の被上告人らに対する本件管理著作物の著作権（演奏権）の侵害を理由とする不法行為に基づく損害賠償請求権等が存在しないことの確認を求める事案である。本件においては、レッスンにおける生徒の演奏に関し、被上告人らが本件管理著作物の利用主体であるか否かが争われている。

3 所論は、生徒は被上告人らとの上記契約に基づき教師の強い管理支配の下で

演奏しており、被上告人らは営利目的で運営する音楽教室において課題曲が生徒により演奏されることによって経済的利益を得ているのに、被上告人らを生徒が演奏する本件管理著作物の利用主体であるとはいえないとした原審の判断には、法令の解釈適用の誤り及び判例違反があるというものである。

4 演奏の形態による音楽著作物の利用主体の判断に当たっては、演奏の目的及び態様、演奏への関与の内容及び程度等の諸般の事情を考慮するのが相当である。被上告人らの運営する音楽教室のレッスンにおける生徒の演奏は、教師から演奏技術等の教授を受けてこれを習得し、その向上を図ることを目的として行われるのであって、課題曲を演奏するのは、そのための手段にすぎない。そして、生徒の演奏は、教師の行為を要することなく生徒の行為のみにより成り立つものであり、上記の目的との関係では、生徒の演奏こそが重要な意味を持つのであって、教師による伴奏や各種録音物の再生が行われたとしても、これらは、生徒の演奏を補助するものにとどまる。また、教師は、課題曲を選定し、生徒に対してその演奏につき指示・指導をするが、これらは、生徒が上記の目的を達成することができるように助力するものにすぎず、生徒は、飽くまで任意かつ自主的に演奏するのであって、演奏することを強制されるものではない。なお、被上告人らは生徒から受講料の支払を受けているが、受講料は、演奏技術等の教授を受けることの対価であり、課題曲を演奏すること自体の対価ということとはできない。

これらの事情を総合考慮すると、レッスンにおける生徒の演奏に関し、被上告人らが本件管理著作物の利用主体であるということとはできない。

5 以上と同旨の原審の判断は、正当として是認することができる。所論引用の判例は、いずれも事案を異にし、本件に適切でない。論旨は採用することができない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 深山卓也 裁判官 山口 厚 裁判官 安浪亮介 裁判官 岡 正晶 裁判官 堺 徹)



# 知財高判 R3.3.18

## (都合上、p.44.49及び50のみ抜粋)

べきであり、生徒による音楽著作物の演奏によって直接的に利益を得ているとはいえない。

したがって、被控訴人の上記主張はいずれも採用できない。

(ウ) そのほか被控訴人らが生徒の演奏行為に係る演奏主体について主張する点は、いずれもその前提を異にする、あるいは理由がないものであるから、前記判断を左右し得ない。

### エ 小括

特定かつ少数

以上のおり、音楽教室における生徒の演奏の主体は当該生徒であるから、その余の点について判断するまでもなく、生徒の演奏によっては、控訴人らは、被控訴人に対し、演奏権侵害に基づく損害賠償債務又は不当利得返還債務のいずれも負わない（生徒の演奏は、本件受講契約に基づき特定の音楽教室事業者の教師に聞かせる目的で自ら受講料を支払って行われるものであるから、「公衆に直接（中略）聞かせることを目的」とするものとはいえず、生徒に演奏権侵害が成立する余地もないと解される。）。

なお、念のために付言すると、仮に、音楽教室における生徒の演奏の主体は音楽事業者であると仮定しても、この場合には、前記アのおり、音楽教室における生徒の演奏の本質は、あくまで教師に演奏を聞かせ、指導を受けることにある以上、演奏行為の相手方は教師ということになり、演奏主体である音楽事業者が自らと同視されるべき教師に聞かせることを目的として演奏することになるから、「公衆に直接（中略）聞かせる目的」で演奏されたものとはいえないというべきである（生徒の演奏について教師が「公衆」に該当しないことは当事者間に争いがない。また、他の生徒や自らに聞かせる目的で演奏されたものといえないことについては前記アで説示したとおりであり、同じく事業者を演奏の主体としつつも、他の同室者や客自らに聞かせる目的で歌唱がされるカラオケ店（ボックス）における歌唱等とは、この点において大きく異なる。）。

5 権利の単純な不行使が時効の成立にとどまらず、将来の権利の失効までも招致するのは、権利者において義務者が権利を行使しないとの強い信頼をもたらす行動を長年にわたって取り続けたことから、義務者において権利者が権利を行使するのであれば取り得ないような重大な投資等をしたなど、権利者の権利行使が法的衡平や法的正義の観点から到底是認できないような特段の事情を要すると解すべきである。しかしながら、本件においては、被  
10 控訴人は、音楽教室のレッスンにおける演奏について、17年前から少なくとも控訴人ヤマハに対しては権利行使に着手しているのであるし、控訴人らについても、権利不行使に対する信頼を保護すべき特段の事情は見当たらない。

したがって、控訴人らの権利濫用の主張は、理由がない。

## 7 総括

### (1) 主位的請求について

15 前記2(2)及び3において判断したとおり、音楽教室におけるレッスン中に教室において1名の教師がする演奏行為（市販のCD等の録音物やマイナスイオン音源の再生を含む。）は、音楽教室事業者である控訴人らが利用主体であって、その演奏は、一曲を通して演奏することがあるか否か、1回に行う演奏が楽曲の2小節以内である否かにかかわらず、1名であっても「公衆」といえる生徒に対して「聞かせる目的」でされたものであるから、演奏権の行使に該当する。そして、前記4ないし6（争点5ないし7）において判断したとおり、控訴人らの演奏権の行使に関し、音楽教室におけるレッスンで用  
20 いる楽曲について、演奏権は消尽せず、その録音物を再生したことに実質的違法性阻却事由はなく、また、被控訴人が当該演奏について著作物使用料を徴収することは権利の濫用には当たらないから、本件使用態様1ないし4の  
25 いずれも、演奏権の侵害となる。

以上によれば、被控訴人は、控訴人らに対し、音楽教室におけるレッスン



中の教師による被告管理楽曲の演奏（本件使用態様1ないし4）につき，著作権侵害に基づく損害賠償請求権又は不当利得返還請求権を有することになる。

(2) 予備的請求について

5 ア 予備的請求第6項(1)②，④及び(2)②，④，第7項，第8項並びに第9項②，④

前記(1)のとおり，音楽教室におけるレッスン中に教室において1名の教師がする演奏行為（市販のCD等の録音物やマイナスイオン音源の再生を含む。）が演奏権の侵害になる以上は，レッスン中における教師の個々の演奏  
10 行為を単位とした請求についても結論に変わりはない。

イ 予備的請求第6項(1)①，③及び(2)①，③並びに第9項①，③

前記2(3)において判断したとおり，音楽教室におけるレッスン中に教室において生徒がする演奏行為の利用主体は当該生徒であり，あるいは，いずれにしても「公衆に直接（中略）聞かせる目的」で演奏するものではないから，その演奏は，演奏権の行使に該当せず，本件使用態様1及び4の  
15 いずれも，演奏権の侵害は生じない。

以上によれば，被控訴人は，控訴人らに対し，音楽教室におけるレッスン中の生徒による被告管理楽曲の演奏（本件使用態様1及び4）につき，著作権侵害に基づく損害賠償請求権又は不当利得返還請求権のいずれも  
20 有しない。

8 結論

よって，控訴人らの主位的請求は理由がなく，これを棄却した原判決は相当であって，主位的請求に係る本件控訴は理由がないから，これを棄却する。他方，控訴人らの予備的請求は主文第2項(1)及び(2)の限度で理由があり，その余  
25 は理由がなく（別紙請求目録第6項(1)①，③及び(2)①，③並びに第9項①，③の各請求につき理由があり，その余は理由がない。），予備的請求を全部棄却し